

平成 30 年 7 月豪雨に係る
今治市災害廃棄物処理実行計画

平成 30 年 8 月
(第 1 版)

今治市

目 次

第1章	災害廃棄物処理実行計画策定の趣旨について	
1	計画の目的	1
2	計画の位置付け.....	1
第2章	被災の状況と災害廃棄物の発生量	
1	被災の状況について	
(1)	降水量の状況	2
(2)	建物被害の状況.....	2
(3)	土砂災害の状況.....	2
2	災害廃棄物の発生量について	
第3章	災害廃棄物処理の基本的事項	
1	役割分担	4
2	基本的な考え方	4
3	処理期限	5
4	処理方法.....	5
5	処理体制.....	5
6	財源	5
第4章	災害廃棄物の処理フローと処理スケジュール	
1	処理フロー.....	6
2	仮置場の設置及び管理.....	7
3	処理スケジュール.....	8

第1章 災害廃棄物処理実行計画策定の趣旨について

1 計画の目的

平成30年7月5日から8日にかけて、愛媛県内全域で長時間にわたり多量の雨が降り続き、多くの地域で7月の平年雨量を大幅に超える記録的な大雨となり、広範囲にわたり甚大な被害が発生しました。

今治市では、吉海町泊・田浦地区、伯方町有津・伊方地区及び上浦町井口地区を中心に市内各所で土砂災害や浸水害が発生したことにより、膨大な量の災害廃棄物及び災害廃棄物を含む土砂が発生しています。

また、今後、損壊家屋等の解体撤去が本格化することによって大量の解体ごみが発生することが見込まれており、早期の復旧・復興に向けた取組の支障となることが懸念されています。

この計画は、今治市で発生した災害廃棄物について適正かつ円滑・迅速に処理するために必要な事項を定めることを目的とします。

2 計画の位置付け

この計画は、現時点で判明している災害廃棄物等の処理見込み量を基に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法という。」）第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画として作成したものです。

今後、災害廃棄物の処理を行う過程で災害廃棄物の測量や組成調査を行うとともに、損壊家屋の解体撤去の進捗状況を踏まえて、適宜、この計画の改定を行います。

第2章 被災の状況と災害廃棄物の発生量

1 被災の状況について

1 降水量の状況

平成30年7月豪雨では、県内の観測地点において、平成30年7月5日から9日までの間の降水量が、宇和で539ミリ、大洲で283ミリ、宇和島で374ミリを観測するなど、長時間にわたる断続的な降雨が見られました。

今治市では、今治で442ミリ、玉川で427ミリ、大三島で414ミリが観測されました。

2 建物被害の状況

今回の災害による家屋等損壊の状況は、今治市内では、住家被害が全壊15棟、半壊34棟、一部破損が16棟、床上浸水が5棟、床下浸水が32棟、非住家被害が0棟となっています。

(出典：8月5日 今治市災害対策本部資料)

3 土砂災害の状況

今回の災害では、今治市内では、30件の土砂災害が発生し、40,920 m³の土砂が流出し、住家等に大きな被害をもたらしました。


土砂災害		緊急砂防等事業		合計	
箇所	土砂量 (m ³)	箇所	土砂量 (m ³)	箇所	土砂量 (m ³)
21	420	9	40,500	30	40,920

2 災害廃棄物の発生量について

今回の豪雨により発生した今治市の災害廃棄物の発生量（推計値）は、次のとおりです。

（平成 30 年 8 月 5 日時点）

区分	棟数
全壊	15
半壊	34
一部損壊	16
床上浸水	5
床下浸水	32
非住家(全壊)	0
計	102
土砂崩れ	30箇所



種類	発生量t(推計)	備考
混合廃棄物(コンクリートがら含む)	1,438	
不燃物	498	
金属くず	182	
可燃物	498	
柱材・角材	149	
その他	2	家電、処理困難物
計	2,767	
廃棄物混入土砂	69,564	

災害廃棄物の発生量の推計については、次の方法で行っています。

・家財等ごみ・建物解体ごみ

平成 30 年 8 月 5 日付の家屋被害状況より、愛媛県災害廃棄物処理計画で示されている発生原単位を用いて推計を行いました。

	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
発生原単位	117トン/棟	23トン/棟	11.7トン/棟	4.6トン/棟	0.62トン/棟

・廃棄物混入土砂

土砂災害は、箇所当たりの平均流出土砂量（20 m³）、緊急砂防等事業は、箇所当たりの平均的な流出土砂量（4,500 m³（幅 30m×長さ 100m×深さ 1.5m））を乗じて流出土砂量を推定しています。

推定された流出土砂量に、広島県で用いた発生原単位（1.7 トン/m³）を乗じて算出した結果、今治市における廃棄物混入土砂量の発生量は 69,564 トンと推定しました。

・災害廃棄物発生量（推計）について

以上の結果、災害廃棄物量については、家財等ごみ・建物解体ごみは 2,767 トン、廃棄物混入土砂量は 69,564 トンと推計。加えて、今後の被害報告見込みを考慮し、算定された推計値を 1.25 倍した 3,459 トンが今治市における災害廃棄物発生量となります。

これは、今治市の年間一般廃棄物の約 6%に上るものです。種類別の発生量は表-1 のとおりで

す。

この推計量については、損壊家屋の解体撤去の状況や廃棄物の処理の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第3章 災害廃棄物処理の基本的事項

1 役割分担

災害廃棄物処理に当たって、今治市、愛媛県及び国の役割は、原則として表－2のとおりです。

災害廃棄物は、一般廃棄物として取り扱われることから、今治市内で発生した災害廃棄物については、今治市において処理を行う必要があります。

今治市の役割	愛媛県の役割	国の役割
<ul style="list-style-type: none">・被災情報の収集・今治市災害廃棄物処理実行計画の策定・災害廃棄物処理体制の整備・仮置場の確保・損壊家屋等の解体撤去・災害廃棄物の処理及び業務の管理 等	<ul style="list-style-type: none">・県内市町の被害状況の集約・市町への災害廃棄物処理体制の整備への技術的助言、情報提供・災害廃棄物処理の広域処理の調整・県全体の災害廃棄物の処理の進捗管理 等	<ul style="list-style-type: none">・市町及び県への技術的助言・県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供・市町に対する財政的支援 等

表－2 今治市・県・国の役割分担

2 基本的な考え方

今治市では、次の事項に配慮し、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を実施します。

① 『安全』 市民の衛生環境や安全の確保を最優先とします。

また、仮置場において周辺の生活環境に最大限配慮し、土壌汚染や水質汚染などの防止対策を徹底します。

さらに、市が実施する損壊家屋等の解体撤去に当たっては、施工業者に対して、アスベスト飛散防止対策や粉じん飛散防止対策の徹底を指示します。

② 『スピード』 被災地の早期の復旧・復興を目指し、迅速な災害廃棄物処理を行います。

効率的な処理を進め、「発生後9か月以内の処理終了」という目標期限を実現します。

③ 『経済性』 適正な分別により、再生利用（リサイクル）と減量化を図り、埋立

処分量を削減するなど、処理コスト削減を図るとともに、地元企業の活用等により地域の経済的復興を促進します。

3 処理期限

発災後9か月以内（平成31年3月）の処理終了を目標とします、ただし、災害廃棄物の処理を行う過程で災害廃棄物の測量や損壊家屋等の解体撤去等の進捗状況などを踏まえ、適宜見直すこととします。

4 処理方法

仮置場へ搬入する段階から分別を行い、仮置場での選別・分別を徹底し、可能な限り再生利用（リサイクル）と減量化を図り、埋立処分量を削減します。

5 処理体制

今治市では、従来、廃棄物関係業務についてはリサイクル推進課で担当しており、今回の豪雨による災害廃棄物についても、今後、リサイクル推進課において、この計画を踏まえ、災害廃棄物の処理を実施します。

6 財源

環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」を活用します。

今回の豪雨における被害の甚大さに鑑みて、地方財政措置の拡充等により、通常災害時や激甚災害時よりも被災市町の実質的負担割合が引き下げられました。市の実質的な負担割合は、2.5%程度になる見込みです。

第4章 災害廃棄物の処理フローと処理スケジュール

1 処理フロー

次のフローに基づき、災害廃棄物を処理します。仮置場に搬入する段階から可能な限りの分別を行うとともに、仮置場でも重機による選別を行います。

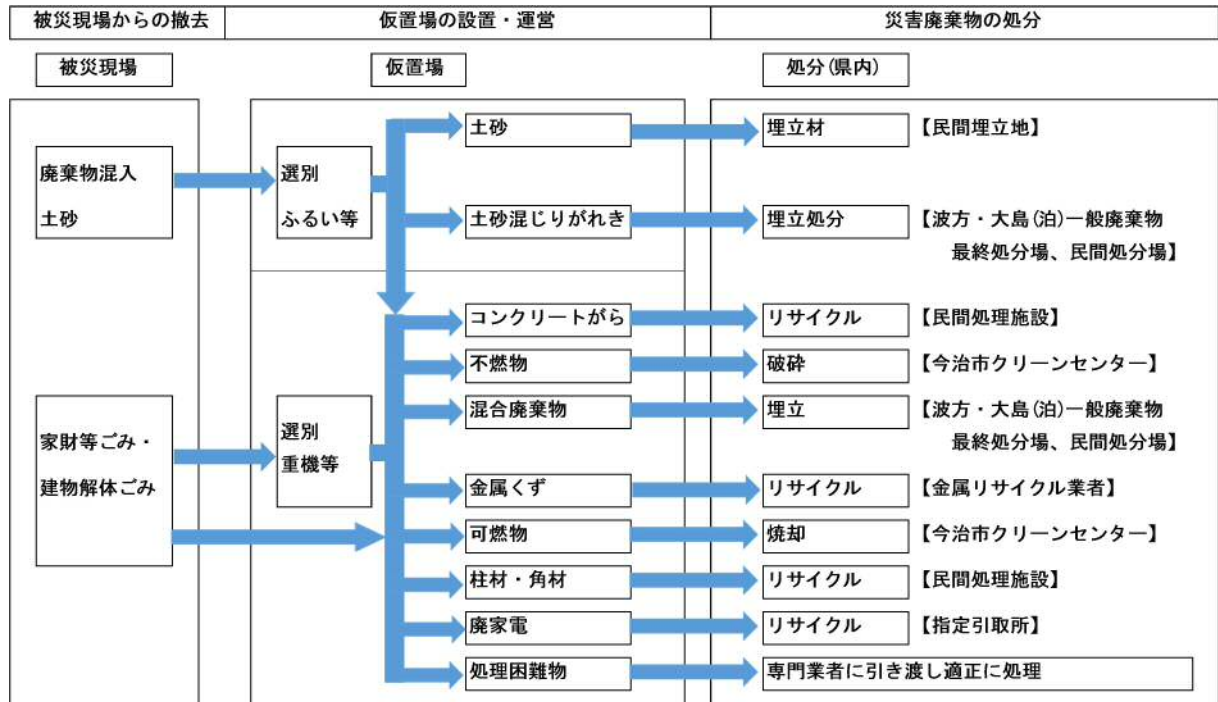
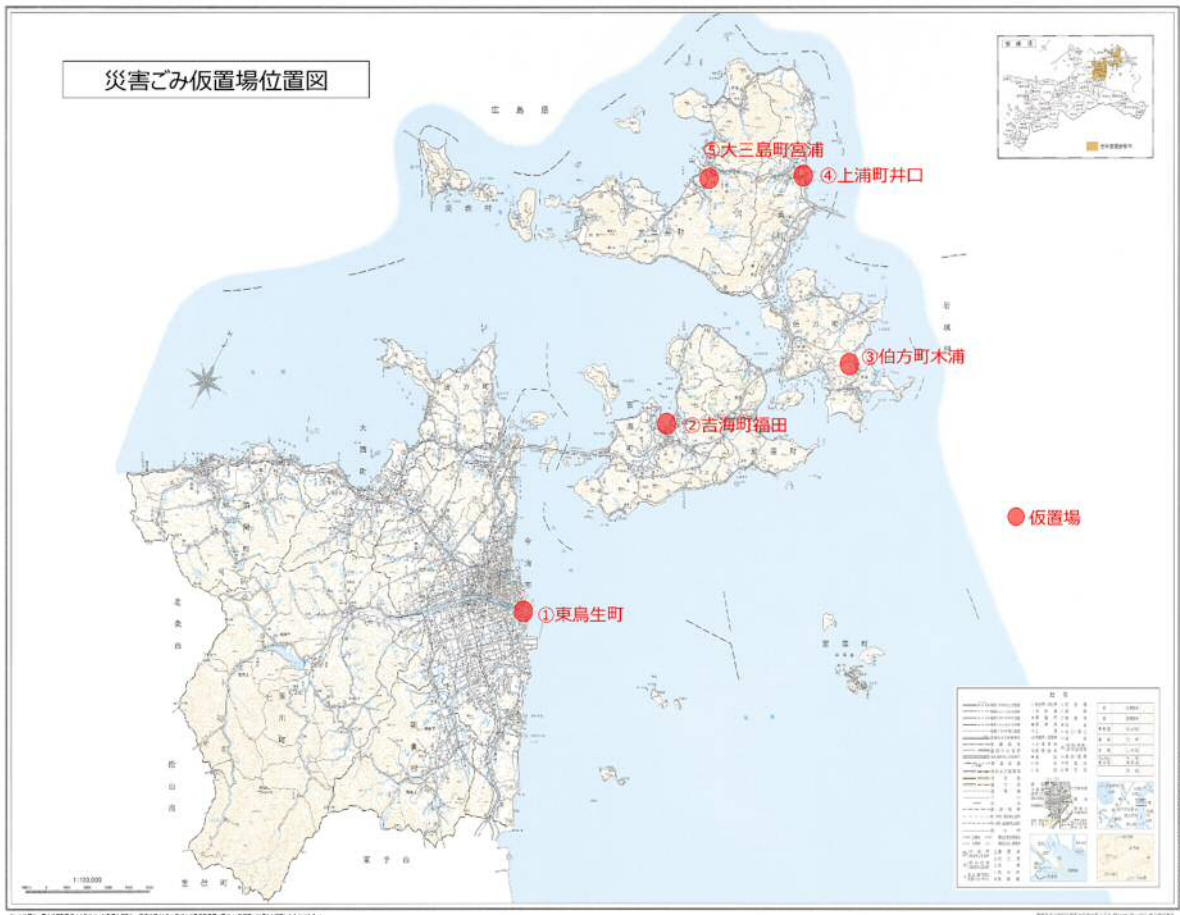


表-3 災害廃棄物の処理フロー

2 仮置場の設置及び管理

今治市では、災害廃棄物の仮置場を市内に5箇所設けており、市で発生した災害廃棄物を受け入れています。



図－1 災害廃棄物仮置場の位置

表－4 仮置場一覧

仮置場名称	所在地
①東鳥生町	今治市東鳥生町1丁目4
②吉海町福田	今治市吉海町福田1291地先
③伯方町木浦	今治市伯方町木浦甲4179
④上浦町井口	今治市上浦町井口9200
⑤大三島町宮浦	今治市大三島町宮浦5040-1

また、市が設置する仮置場の管理に当たっては、次の事項を順守します。

- ・災害廃棄物を円滑に搬入・搬出するため、分別を徹底するとともに、仮置場の出入口や搬入経路、仮置場内の各所に誘導員等を配置します。
- ・木くずや可燃物は、高さ5m以上積み上げを行わないようにするなど、仮置場での火災発生を予防します。
- ・災害廃棄物の飛散防止策として、場内及び廃棄物への散水の実施やスレート・壁材等をフレキシブルコンテナバッグに保管するなど適切に対応します。
- ・台風接近時などには、仮置場の搬入を停止して、可能な限り搬出に注力し、仮置場の周囲に災害廃棄物が飛散しないように対策を講じます。

3 処理スケジュール

一般家庭等で発生した家財等ごみについては、平成30年9月末までに仮置場への搬入を終了します。

損壊家屋等の解体撤去については、平成30年12月までに完了することを目標とします。可能な限り、この目標を前倒しで達成できるよう努めます。

仮置場については、平成31年3月を目途に解体ごみを含むすべての災害廃棄物の搬出を完了し、その後、直ちに撤去します。

	平成30年						平成31年					
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
家財等ごみの搬出	←→											
建物解体		←→										
仮置場の設置	←→											
中間処理・最終処分	←→											

表-5 災害廃棄物の処理スケジュール